

産業廃棄物処分業許可証

優良

住 所 岡山市南区浦安本町133番地2
氏 名 藤クリーン株式会社
代表取締役 松 田 一 寿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫

許可の年月日 令和 3 年 1 月 13 日
許可の有効期限 令和 10 年 1 月 5 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理[固化、天日乾燥、切断、破碎(定置式、移動式)、圧縮、圧縮固化]
最終処分(埋立)

(2) 産業廃棄物の種類

- ① 固化 燃え殻、汚泥 以上2種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)
② 天日乾燥 汚泥(建設汚泥に限る。) 以上1種類
③ 切断 ゴムくず、金属くず 以上2種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
④ 破碎(定置式) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)
陶磁器くず、がれき類 以上6種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
⑤ 破碎(移動式) がれき類 以上1種類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
⑥ 圧縮 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
⑦ 圧縮固化 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)
⑧ 埋立 廃プラスチック類、がれき類 以上2種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 固 化 施 設 処理能力:燃え殻、汚泥640m³/日(1日8時間稼働)
(2) 天 日 乾 燥 施 設 処理能力:汚泥95.6m³/日
(3) 切 断 施 設 処理能力:ゴムくず4.55t/日、金属くず84t/日(1日8時間稼働)
(4) 破 碎 施 設 (定 置 式)
破碎施設 I 許可年月日:平成31年4月8日 許可番号:第(8の2)-46号
処理能力:ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)
陶磁器くず1,240t/日、がれき類1,240t/日(1日8時間稼働)
破碎施設 II 処理能力:廃プラスチック類4.27t/日、紙くず3.66t/日、繊維くず1.95t/日(1日8時間稼働)
破碎施設 III 許可年月日:平成14年7月25日 許可番号:第(8の2)-2号
処理能力:木くず22t/日(1日8時間稼働)
破碎施設 IV 処理能力:木くず4.75t/日(1日8時間稼働)
破碎施設 V 処理能力:ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)
陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)
89.6t/日(1日8時間稼働)
破碎施設 VI 処理能力:廃プラスチック類4.06t/日、紙くず3.48t/日、繊維くず2.69t/日(1日8時間稼働)
(5) 破 碎 施 設 (移 動 式)
破碎施設 I 許可年月日:平成15年10月10日 許可番号:第(8の2)-8号
処理能力:がれき類493t/日(1日8時間稼働)
(6) 圧 縮 施 設 処理能力:廃プラスチック類4.76t/日、紙くず4.78t/日、繊維くず4.92t/日(1日8時間稼働)
(7) 圧 縮 固 化 施 設 処理能力:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず2.4t/日(1日8時間稼働)
(8) 最 終 処 分 場 (安 定 型) 許可年月日:平成10年6月12日 許可番号:第(14-口)-4号
処理能力:面積21,294m²、229,521m³

3. 許可の条件

- (1) 中間処理を行う場所は、「岡山市南区藤田字都1666番1外5筆(面積:12,979.26m²)」に限る(移動式施設を除く。)
(2) 移動式施設で中間処理を行う場所は、岡山市内の当該産業廃棄物の排出事業場内に限る。
(3) 最終処分を行う場所は、「岡山市東区宝伝4074番外26筆」に限る。

<< 裏面に続く >>

4. 許可の更新又は変更の状況
- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 平成 4年12月25日 | 新規許可 |
| 平成15年 1月 9日 | 変更許可(天日乾燥の追加) |
| 平成15年11月28日 | 変更許可(破碎(移動式)の追加) |
| 平成17年11月10日 | 変更許可(中間処理場の拡張) |
| 平成21年 5月 1日 | 変更許可(圧縮の追加) |
| 平成22年 5月21日 | 変更許可(最終処分の追加) |
| 平成24年 6月18日 | 変更許可(中間処理場の拡張) |
| 令和 2年 3月24日 | 変更許可(中間処理場の拡張) |
| 令和 3年 1月 6日 | 更新許可(優良認定) |
| 令和 3年 1月13日 | 変更許可(圧縮固化の追加) |
| 令和 3年12月28日 | 許可証書換え(移動式破碎施設 許可番号 第(8の2)-22号の廃止) |

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

